

## 公立大学法人青森公立大学人事委員会規程

平成21年4月1日

規程第11号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学人事委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立大学法人青森公立大学定款第18条に規定する理事会の議決事項のうち、同条第6号に掲げるものについて、あらかじめ問題を整理及び調整するため、理事会の下に公立大学法人青森公立大学人事委員会(以下「人事委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 人事委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人事計画案の策定に関する事項
- (2) 職員の任免、評価、昇任、降任、懲戒等人事案の策定に関する事項
- (3) 労使交渉に関する事項
- (4) その他法人の人事労務に関する事項

2 前項第2号に掲げる事項のうち、教員の採用及び昇任に係る資格の審査(任期付教員の再任に係る業績審査を含む。)については、業績審査委員会がこれを行う。

(組織)

第4条 人事委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 事務局長
- (4) 教育研究審議会委員の職にある者1名**
- (5) 経営審議会委員の職にある者1名

**2 前項第4号及び第5号に掲げる委員は、それぞれ当該審議会において選出する。**

**3 第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とし、再任を妨げない。**ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条～第10条 (略)

附則 (略)